

低炭素型廃棄物処理支援事業実施要領

第1 目的

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業を行うことにより、地球環境の保全及び循環社会の形成に資することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、下記1）及び2）に示す事業に要する費用の一部を補助金（以下「間接補助金」という。）として交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

- 1) 民間企業等において、(i)廃棄物発電によって得られた電力や廃棄物燃料等を有効に活用しつつ、地域の活性化等を図る事業の計画を、廃棄物の排出者及び電力・燃料等の利用者等の関係者と協議のうえに取りまとめる事業、(ii)当該計画又は同等の計画に基づき高効率な廃棄物熱回収や廃棄物燃料製造の廃棄物処理に係るエネルギー利用施設の整備を実施する事業、(iii)廃棄物処理施設の省エネ化事業、(iv)廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
- 2) 自治体や民間企業等において、(i)静脈産業の集積した地域（エコタウン等）に所在する資源循環の高度化と低炭素化を図る事業の計画策定やF S調査を行う事業、(ii)地域の特性や循環資源の質に応じた最適な規模での資源循環と低炭素化を図る事業の計画策定やF S調査を行う事業

第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

事業内容1) の場合

一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を主たる業とする事業者（廃棄物処理業による売上げが全体の半分以上である者）であって、次の各号に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独

立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

事業内容２）の場合

一 ＦＳ調査を行う者

ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

二 事業化計画の策定を行う者

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

（３）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第１第５欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（４）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（補助金交付申請書の審査から補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

（５）交付規程の内容

交付要綱第１４条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第４条か

ら第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採否に関する審査基準を委員会の承認を受けて作成するものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 委員会の設置及び運営並びに間接補助金交付先の採択は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長と協議の上、行うものとする。
- ④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度における間接補助事業の計画変更（補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費に

ついて、額の間中検査を行うものとする。

(12) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に協議することができる。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、事業内容毎に間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、次のとおり期限を設けて指示しなければならない。

- 事業内容 1) (i) 3年
- (ii) 7年
- (iii) 5年
- (iv) 3年
- 事業内容 2) 3年

第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の(6)①、②及び③の規定は、適用しない。

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
廃棄物処理業 低炭素化促進 事業	①事業計画策 定支援 廃棄物由来エ ネルギー（電 気・熱・燃料） を廃棄物の排 出者及びエネ ルギーの利用 者等と協力し て用いる事業 に係る事業計 画の策定を行 う事業（実施 要 領 第 2 1）（i）に定 める事業）	事業を行うために 必要な人件費及び 業務費（賃金、共済 費、旅費、印刷製本 費、通信運搬費、委 託料、使用料及賃借 料及び消耗品費）並 びにその他必要な 経費で補助事業者 が承認した経費	補助事業者 が必要と認 めた額	ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象 経費と第 4 欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に 3 分の 2 を乗じて得 た額を交付額とする。ただし、算 出された額に 1,000 円未満の 端数が生じた場合には、これを切 り捨てるものとする。
	②低炭素型設 備等導入支援 a 廃棄物処理 に伴う廃熱を 有効利用する 施設の設置を 行う事業 b 廃棄物由来 燃料製造施設 （油化・メタ ン化・RPF 化等）を行う 事業（実施要 領第 2 1） （ii）に定め る事業）	事業を行うために 必要な工事費（本工 事費、付帯工事費、 機械器具費、測量及 試験費）及び事務費 並びにその他必要 な経費で補助事業 者が承認した経費 （間接補助対象経 費の内容について は、別表第 2 に定め るものとする。）	補助事業者 が必要と認 めた額	ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象 経費と第 4 欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に 3 分の 1 を乗じて得 た額を交付額とする。ただし、算 出された額に 1,000 円未満の 端数が生じた場合には、これを切 り捨てるものとする。なお、高効 率化を図ることにより追加的に 生じる施設整備費用に係る工事 費及び事務費（別表第 2 に定める 事務費の算出方法により求めら れた額）の合計金額が算出された 交付額に達しない場合は、その合

				計額を交付額とする（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
	C 廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業（実施要領第２－１）（iii）に定める事業）	廃棄物処理施設に省エネ型の設備を導入する事業を行うために必要な費用と当該設備と同等の能力を有する設備の導入する事業を行うために必要な費用との差額の経費。ここで「必要な費用」とは、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第２に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	d 廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業（実施要領第２－１）（iv）に定める事業）	廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック ^{注１} の導入事業を行うために必要な経費と当該車両と同等の運搬能力を有する車両の導入事業を行うために必要な費用との差額の経費	補助事業者が必要と認めた額（大型 ^{注２} ２７０万円、中型 ^{注３} １４０万円、小型 ^{注４} ８０万円）	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切

				り捨てるものとする。
地域循環圏・ エコタウン低 炭素化促進事 業	地域の資源循 環の高度化及 び低炭素化に 資する自治体 のF S 調査、 民間団体（自 治体と連携 し、廃棄物の 3 Rを検討す る者）の事業 計画策定を行 う事業（実施 要 領 第 2 2）（i）（ii） に定める事 業）	F S 調査又は事業 化計画策定を行う ために直接必要な 人件費及び業務費 （賃金、共済費、旅 費、印刷製本費、通 信運搬費、委託料、 使用料及賃借料及 び消耗品費）並びに その他必要な経費 で補助事業者が承 認した経費	補助事業者 が必要と認 めた額	ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象 経費と第4欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。 ウ 地方公共団体の場合は、アによ り算出された額とイで選定され た額とを比較して少ない方の額 を交付額とする。ただし、算出さ れた額に1,000円未満の端数 が生じた場合には、これを切り捨 てるものとする。 民間団体の場合は、アにより算 出された額とイで選定された額 とを比較して少ない方の額に2 分の1を乗じて得た額を交付額 とする。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた 場合には、これを切り捨てるもの とする。

（注1）「先進環境対応ディーゼルトラック」とは、自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう）の車両総重量3.5トン超の自動車であって次のア又はイのいずれかに該当するもの（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）をいう。

ア 次のすべてに該当するもの

（ア）貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成23年経済産業省・国土交通省告示第2号）1-1（4）及び（5）の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度重量車燃費基準」という。）以上であること

（イ）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条1項第5号の基準（以下「平成21年排出ガス基準」という。）に適合すること

（ウ）窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

イ 次のすべてに該当するもの

（ア）平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上であること

（イ）平成21年排出ガス基準に適合すること

(注2)「大型」とは、ベース車両の車両総重量が12トン超のものをいう。

(注3)「中型」とは、ベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のものをいう。

(注4)「小型」とは、ベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

別表第 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をい

事務費	付帯工事費		い、類似の事業を参考に決定する。												
	機械器具費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。												
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。												
	事務費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
			事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。												
<table><tr><td>号</td><td>区 分</td><td>率</td></tr><tr><td>1</td><td>5,000 万円以下の金額に対して</td><td>6. 5 %</td></tr><tr><td>2</td><td>5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td><td>5. 5 %</td></tr><tr><td>3</td><td>1 億円を超える金額に対して</td><td>4. 5 %</td></tr></table>				号	区 分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5 %	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %	3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %
号	区 分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5 %													
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %													
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %													

別表第 3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) に係る翌年度における間接補助事業について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、低炭素型廃棄物処理支援事業実施要領第3(12)の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

3. 参考資料